



新運輸第1069号の2
平成30年12月3日

一般乗合旅客自動車運送事業者 各位
一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局新潟運輸支局長



障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、北陸信越運輸局長から別添（平成30年11月28日付け北信交旅第584号）のとおり通達があったので、了知願います。

北信交旅第584号
平成30年11月28日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
〔公印省略〕

障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、自動車局長より別紙（平成30年11月22日付け国自総第333号の2、国自旅第190号の2）のとおり通知があったので、了知されるとともに、関係者あて周知されたい。





国自総第333号の2
国自旅第190号の2
平成30年11月22日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、別添のとおり関係事業者団体あて周知を行ったので、貴職におかれても、あらゆる機会を捉え管内の旅客自動車運送事業者及び自動車道事業者に対し、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすること、また、盲ろう者が通訳・介助者二名を伴って公共交通機関を利用する場合において、通訳・介助員二名について運賃割引制度の適用対象とすることについて検討するよう、理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。



国自総第333号
国自旅第190号
平成30年11月22日

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省
自動車局長



障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、総合政策局長より別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴協会（連合会）傘下の会員に対して、精神障害者割引の実施状況等について周知いただくとともに、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて、改めてご検討いただきますよう理解と協力をお願い致します。

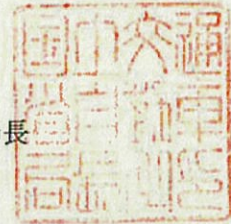
また、併せて、盲ろう者が通訳・介助者二名を伴って公共交通機関を利用する場合において、通訳・介助員二名について運賃割引制度の適用対象とすることについても、ご検討頂きますよう理解と協力をお願いいたします。



国自総第333号
国自旅第190号
平成30年11月22日

一般社団法人
全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省
自動車局長



障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、総合政策局長より別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴協会（連合会）傘下の会員に対して、精神障害者割引の実施状況等について周知いただくとともに、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて、改めてご検討いただきますよう理解と協力をお願い致します。

また、併せて、盲ろう者が通訳・介助者二名を伴って公共交通機関を利用する場合において、通訳・介助員二名について運賃割引制度の適用対象とすることについても、ご検討頂きますよう理解と協力をお願いいたします。



国自総第333号
国自旅第190号
平成30年11月22日

一般財団法人
全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省
自動車局長



障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、総合政策局長より別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴協会（連合会）傘下の会員に対して、精神障害者割引の実施状況等について周知いただくとともに、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて、改めてご検討いただきますよう理解と協力をお願い致します。

また、併せて、盲ろう者が通訳・介助者二名を伴って公共交通機関を利用する場合において、通訳・介助員二名について運賃割引制度の適用対象とすることについても、ご検討頂きますよう理解と協力をお願いいたします。



国自総第333号
国自旅第190号
平成30年11月22日

公益社団法人
日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局長



障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、総合政策局長より別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴協会（連合会）傘下の会員に対して、精神障害者割引の実施状況等について周知いただくとともに、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて、改めてご検討いただきますよう理解と協力をお願い致します。

また、併せて、盲ろう者が通訳・介助者二名を伴って公共交通機関を利用する場合において、通訳・介助員二名について運賃割引制度の適用対象とすることについても、ご検討頂きますよう理解と協力をお願いいたします。



国自総第333号
国自旅第190号
平成30年11月22日

日本有料道路協会会長 殿

国土交通省
自動車局長



障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、総合政策局長より別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下の会員に対して、精神障害者割引の実施状況等について周知
いただくとともに、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運
賃割引等の適用の対象とすることについて、改めてご検討いただきますよう理解と協力を
お願い致します。

また、併せて、盲ろう者が通訳・介助者二名を伴って公共交通機関を利用する場合にお
いて、通訳・介助員二名について運賃割引制度の適用対象とすることについても協力依頼
がありましたが、こちらについては自動車道事業には該当しないと思われますので、参考
としていただければと思います。

国総安政第 7 4 号

平成 30 年 11 月 16 日

自動車局長 殿

総合政策局長

(押印省略)

障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について（依頼）

今般、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の実施状況について、別添のとおり取りまとめを行った。この結果、割引を実施している事業者は増加傾向にあるが、依然として半数以上の事業者が未実施の状況となっている。

障害者権利条約の締結等の環境変化も見られる中、精神障害者に対しても、身体障害者及び知的障害者と同様に公共交通機関の運賃割引制度の適用対象とするよう、障害者団体等からの度重なる要請があり、国会においても、繰り返し取り上げられるなど、多くの声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、精神障害者への運賃割引等の実施については、貴職におかれては、精神障害者割引の実施状況等について関係事業者等に幅広く周知するとともに、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて、改めて理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

また、盲ろう者が通訳・介助員二名を伴って公共交通機関を利用する場合において、通訳・介助員二名について運賃割引制度の適用対象とするよう、障害者団体等より要望が出ていることから、関係事業者等に幅広く周知し、理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

精神障害者保健福祉手帳制度の概要

1. 概要

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

根拠：精神保健福祉法第45条

2. 交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とする。

1級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3. 交付申請手続き

その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の市区町村を經由して、都道府県知事に申請する。

手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日となっており、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

4. 交付者数（平成28年度末現在）

921,022人

（1級：116,012人、2級：550,819人、3級：254,191人）

盲ろう者について

1 盲ろう者（視覚と聴覚の重複障害）数

1万4,329人（推計値）

※平成24年度障害者総合福祉推進事業「盲ろう者に関する実態調査」（全国盲ろう者協会）より

2 障害の状態

視覚と聴覚の障害の状態や程度によって、4つのタイプに大別される。

区分	見えない	見えにくい
聴こえない	全盲ろう	弱視ろう
聴こえにくい	盲難聴	弱視難聴

3 コミュニケーション方法

盲ろう者のコミュニケーション手段は、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、障害の重複の仕方等によって様々であり、個別性の高い支援が必要とされている。

（参考：コミュニケーション方法（主なもの））

(1) 触手話

両手を使って手話を使う相手の両手に軽く触りながら触読する。

(2) 指点字

両手の人差し指、中指、薬指の6本の指を指し出し、これを6つの点から成り立つ点字に見立てて点字記号を打つ方法。

(3) 指文字

相手の手のひらの中に、アルファベットや50音を手の形で表現した指文字を綴って会話する方法。

4 通訳・介助員

一人で外出したり人と会話をするのが困難な盲ろう者にとって、通訳・介助員の存在は欠かせず、通訳・介助員は、その盲ろう者に適したコミュニケーション方法で情報の保障（通訳）をし、移動の際には手引き（介助）を行う。

1名の盲ろう者について、その外出時間や内容、また状況に応じて、2名の通訳・介助員が支援することもある。

公共交通機関における精神障害者に対する運賃割引等の実施状況

平成30年4月1日現在

	公営事業者		民営事業者		計		導入率
	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	
鉄軌道事業	11者	11者	72者	166者	83者	177者	46.9%
乗合バス事業(※1)	22者	24者	801者	2,255者	823者	2,279者	36.1%
旅客船事業	30者	60者	78者	336者	108者	396者	27.3%

	法人(※2)		個人		計		導入率
	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	
タクシー事業(※3)	2,909者	16,136者	22,115者	35,150者	25,024者	51,286者	48.8%

※1 乗合バス事業の事業者数は平成30年3月31日現在の数字である。

※2 タクシー事業の法人事業者数は、福祉限定事業者も含まれる。

※3 タクシー事業の総事業者数は平成29年3月31日現在の数字である。

※4 航空事業については、JALグループは平成30年10月4日予約受付分から、ANAグループ、ソラシドエア、スターフライヤーは平成31年1月16日予約受付分(予定)から、AIRDOは平成31年1月末予約受付分(予定)から精神障害者割引を実施する

【参考】平成18年の協力依頼実施前の精神障害者割引導入事業者数

○平成18年11月、厚生労働省より、国土交通省に対する「精神障害者に対する各種運賃及び料金に係る割引サービス等の運用の拡大(協力依頼)」通知を受け、同年12月、国土交通省より各公共交通事業者及び団体に対し、精神障害者割引導入協力依頼文を初めて通知した。

平成18年4月1日時点

	公営事業者	民営事業者	計
鉄軌道事業	12者	30者	42者
乗合バス事業	27者	115者	142者
旅客船事業	0者	2者	2者

	法人	個人	計
タクシー事業	570者	558者	1,128者

※タクシー事業の法人事業者数には、福祉限定事業者も含まれる。

※乗合バス事業、タクシー事業については、平成18年3月31日現在の数字である。